

入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金の入札公告（平成24年10月18日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 入札件名 パソコンの購入
- (2) 数 量 ノート型パソコン 18台
- (3) 仕 様 別添仕様書による。
- (4) 納入期限 契約締結後1ヶ月以内
- (5) 納入場所 〒101-8506
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階及び11階
独立行政法人農林漁業信用基金 事務室

2. 担当部署

〒101-8506
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
独立行政法人農林漁業信用基金 総務課
電話03-3294-4481
FAX03-3294-3140

3. 入札参加資格審査手続

(1) 入札説明書、申請書、仕様書等の交付期限及び方法

平成24年10月18日（木）から平成24年11月 1日（木）15時00分まで、2の担当部署で配布する。なお、当信用基金ホームページの契約関連情報（<http://www.affcf.com/procurement/index.html>）にて入札公告、入札説明書、入札心得など入札に関わる各種書類を公表している。

(2) 申請書類等の提出方法等

ア 本件入札の参加希望者は、一般競争参加資格審査申請書及び添付資料その他必要書類（以下、「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

イ 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

- (ア) 一般競争参加資格審査申請書
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 登記簿謄本（法人の場合）
- (エ) 財務諸表類
- (オ) 納税証明書の写し
- (カ) 代理人を選出する場合にあたっては、委任状（様式の指定なし）

(キ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと）

なお、農林水産省等において有資格者とされている者又は資格審査中の者にあつては、(イ) から (オ) に代えて資格確認通知書の写しを提出できるものとする。

ウ 提出期限 平成24年11月 1日（木） 15時00分

エ 提出部数 1部とする。

オ 提出先 2の担当部署。

カ 提出された申請書類の取扱について

(ア) 作成費用は参加希望者の負担とする。

(イ) 申請書類は返却しない。

4. 競争参加資格審査結果の通知

(1) 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争入札参加資格認定通知書」により通知する。

(2) 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

(3) 結果通知日

競争入札参加資格認定通知書は、平成24年11月 7日(水)までに通知する。

5. 入札説明書等に対する質問

(1) 質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

(2) 電子メールアドレス

Eメール：tadashi_iizuka@affcf.com

(3) 質問の受付期限

平成24年11月 1日（木） 15時00分

6. 入札執行手続

(1) 4（1）の通知により資格があると認められた者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

ア 入札日時

平成24年11月 9日（金） 13時30分

入札は期日入札とし、入札が終了次第、開札を行うこととする。

イ 入札場所

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金 第二会議室

ウ 提出するもの

(ア) 入札書

(イ) 競争入札参加資格認定通知書

エ 入札の方法

入札書及び内訳書を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (5) 開札の日時・場所
平成24年11月 9日（金） 入札終了後
場所 独立行政法人農林漁業信用基金 第二会議室
- (6) 開札
開札は、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (7) 落札者の決定方法
開札の結果、前項に規定する無効の入札を除き、予定価格の制限範囲で、最低の価格による入札をした者を落札者とする。
なお、予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うこととする。
- (8) その他
入札心得に従って実施する。

7. 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成
 - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
 - ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8. その他

入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。

仕様書1(共通部門-5階)

購入台数	4台	
OS	Microsoft Windows 7 Professional(32bit) SP1	
CPU	性能がインテル Core i5-3210M相当以上のCPUであること	
メモリ	4GB	
表示機能	内部ディスプレイ	15インチ 以上(画面解像度1600×900程度)
	グラフィックス	CPU内蔵
入力装置	本体キーボード	日本JIS準拠配列(テンキー付き)
	ポインティングデバイス	タッチパッド
補助記憶装置 (固定式)	内蔵ハードディスク	250GB以上
	光学ドライブ	内蔵型スーパーマルチドライブ
インターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> ・1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T準拠(RJ45×1) ・USB2.0準拠×2以上(USB1.1/2.0対応) ・アナログRGB ミニD-Sub15ピン 	
セキュリティ機能	盗難防止用ロック穴を有すること	
主な付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・ACアダプタ ・ACケーブル ・マニュアル ・保証書 ・バッテリーパック ・USB光学式ホイールマウス 	
リカバリ	リカバリDVD(メーカー純正)	
保証	<ul style="list-style-type: none"> ・3年保守(翌営業日出張修理サービス) ・オンサイト保守契約が可能な機器 ・対応時間は平日、月曜日～金曜日の9:00～17:00以上とする。 	
主なアプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロソフト社 Microsoft Office Personal 2010 4台分(プレインストール) ・ジャストシステム社 一太郎Government6 JL-Government 4台分(アップグレード) 	
設定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開梱、設置 ・パソコン初期設定 <ul style="list-style-type: none"> (1)利用者名・組織登録 (2)ユーザー、パスワード設定 (3)PC名の変更 (4)ユーザー指定 ・プリンタ設定 <ul style="list-style-type: none"> (1)1PCあたり2台分のプリンタドライバをインストールする (2)カラーモードは白黒設定にすること ・ソフトインストール <ul style="list-style-type: none"> (Office、一太郎、ウィルス対策ソフト<Symantec Endpoint Protectionを当信用基金内サーバ経由で最新定義ファイルを取得出来るように設定すること>、Adobe Flash/Reader X、Java) ・ソフトアンインストール <ul style="list-style-type: none"> (Outlook、当信用基金が不要と判断するソフト) ・Microsoft WindowsUpdateを実施し、納品時に最新状態にすること ・インターネット設定 <ul style="list-style-type: none"> (1)インターネットプロトコルの設定 (2)インターネット一時ファイルの設定 ・WindowsLiveメールの設定(1PCあたり2アドレス) <ul style="list-style-type: none"> 個人アドレスは履歴を残さない。それ以外は履歴5日設定にすること ・データの移行(移行対象:メールアドレス帳、メールデータ、インターネットお気に入り、ファイルデータ) ・ファイルサーバへの接続、指定ショートカットの作成が必要な場合はその設定を行うこと ・文書管理サーバへの接続設定が必要な場合はその設定を行うこと ・梱包物廃棄、旧機器を指定場所へ撤去を行うこと ・無線LAN機能は無効設定にすること 	
その他要件	グリーン購入法適合	
納品物	<ul style="list-style-type: none"> ・機器一式 ・当該機器使用者が保守の連絡を取る際の手順書 ・当該機器の設定書 ・汎用で利用できるPC設定マニュアル <p>※設定マニュアルは、紙及び電子媒体で納品すること。</p>	

仕様書2(農業部門)

購入台数	3台	
OS	Microsoft Windows 7 Professional(32bit) SP1	
CPU	性能がインテル Core i5-3210M相当以上のCPUであること	
メモリ	4GB	
表示機能	内部ディスプレイ	15インチ 以上(画面解像度1600×900程度)
	グラフィックス	CPU内蔵
入力装置	本体キーボード	日本JIS準拠配列(テンキー付き)
	ポインティングデバイス	タッチパッド
補助記憶装置 (固定式)	内蔵ハードディスク	250GB以上
	光学ドライブ	内蔵型スーパーマルチドライブ
インターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> ・1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T準拠(RJ45×1) ・USB2.0準拠×2以上(USB1.1/2.0対応) ・アナログRGB ミニD-Sub15ピン 	
セキュリティ機能	盗難防止用ロック穴を有すること	
主な付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・ACアダプタ ・ACケーブル ・マニュアル ・保証書 ・バッテリーパック ・USB光学式ホイールマウス 	
リカバリ	リカバリDVD(メーカー純正)	
保証	<ul style="list-style-type: none"> ・3年保守(翌営業日出張修理サービス) ・オンサイト保守契約が可能な機器 ・対応時間は平日、月曜日～金曜日の9:00～17:00以上とする。 	
主なアプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロソフト社 Microsoft Office Personal 2010 3台分(プレインストール) ・ジャストシステム社 一太郎Government6 JL-Government 3台分(アップグレード) 	
設定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開梱、設置 ・パソコン初期設定 <ul style="list-style-type: none"> (1)利用者名・組織登録 (2)ユーザー、パスワード設定 (3)PC名の変更 (4)ユーザー指定 ・プリンタ設定 <ul style="list-style-type: none"> (1)1PCあたり2台分のプリンタドライバをインストールする (2)カラーモードは白黒設定にすること ・ソフトインストール <ul style="list-style-type: none"> (Office、一太郎、ウィルス対策ソフト<Symantec Endpoint Protectionを当信用基金内サーバ経由で最新定義ファイルを取得出来るように設定すること>、Adobe Flash/Reader X、Java) ・ソフトアンインストール <ul style="list-style-type: none"> (Outlook、当信用基金が不要と判断するソフト) ・Microsoft WindowsUpdateを実施し、納品時に最新状態にすること ・インターネット設定 <ul style="list-style-type: none"> (1)インターネットプロトコルの設定 (2)インターネット一時ファイルの設定 ・WindowsLiveメールの設定(1PCあたり2アドレス) <ul style="list-style-type: none"> 個人アドレスは履歴を残さない。それ以外は履歴5日設定にすること ・データの移行(移行対象:メールアドレス帳、メールデータ、インターネットお気に入り、ファイルデータ) ・ファイルサーバへの接続、指定ショートカットの作成が必要な場合はその設定を行うこと ・文書管理サーバへの接続設定が必要な場合はその設定を行うこと ・梱包物廃棄、旧機器を指定場所へ撤去を行うこと ・無線LAN機能は無効設定にすること 	
その他要件	グリーン購入法適合	
納品物	<ul style="list-style-type: none"> ・機器一式 ・当該機器使用者が保守の連絡を取る際の手順書 ・当該機器の設定書 ・汎用で利用できるPC設定マニュアル <p>※設定マニュアルは、紙及び電子媒体で納品すること。</p>	

仕様書3(林業部門)

購入台数	11台	
OS	Microsoft Windows 7 Professional(32bit) SP1	
CPU	性能がインテル Core i5-3210M相当以上のCPUであること	
メモリ	4GB	
表示機能	内部ディスプレイ	15インチ 以上(画面解像度1600×900程度)
	グラフィックス	CPU内蔵
入力装置	本体キーボード	日本JIS準拠配列(テンキー付き)
	ポインティングデバイス	タッチパッド
補助記憶装置 (固定式)	内蔵ハードディスク	250GB以上
	光学ドライブ	内蔵型スーパーマルチドライブ
インターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> ・1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T準拠(RJ45×1) ・USB2.0準拠×2以上(USB1.1/2.0対応) ・アナログRGB ミニD-Sub15ピン 	
セキュリティ機能	盗難防止用ロック穴を有すること	
主な付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・ACアダプタ ・ACケーブル ・マニュアル ・保証書 ・バッテリーパック ・USB光学式ホイールマウス 	
リカバリ	リカバリDVD(メーカー純正)	
保証	<ul style="list-style-type: none"> ・3年保守(翌営業日出張修理サービス) ・オンサイト保守契約が可能な機器 ・対応時間は平日、月曜日～金曜日の9:00～17:00以上とする。 	
主なアプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロソフト社 Microsoft Office Professional 2010 11台分(プレインストール) ・ジャストシステム社 一太郎Government6 JL-Government 11台分(アップグレード) 	
設定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開梱、設置 ・パソコン初期設定 <ul style="list-style-type: none"> (1)利用者名・組織登録 (2)ユーザー、パスワード設定 (3)PC名の変更 (4)ユーザー指定 ・追加ユーザーアカウント設定(アカウント名、パスワード設定) ・プリンタ設定 <ul style="list-style-type: none"> (1)1PCあたり4台分のプリンタドライバをインストールする (2)カラーモードは白黒設定にすること ・ソフトインストール <ul style="list-style-type: none"> (Office、一太郎、Adobe Flash及びReader X、Java、ウイルスソフト(指定されたウイルスソフトをインストールすること)) ・Microsoft WindowsUpdateを実施し、納品時に最新状態にすること ・インターネット設定 <ul style="list-style-type: none"> (1)インターネットプロトコルの設定 (2)インターネット一時ファイルの設定 ・WindowsLiveメールの設定(1PCあたり2アドレス) ・データの移行(移行対象:メールアドレス帳、メールデータ、インターネットお気に入り、ファイルデータ) ・林業信用保証業務における基幹系・情報系システムへの接続、指定ショートカットの作成が必要な場合はその設定を行うこと ・文書管理サーバへの接続設定が必要な場合はその設定を行うこと ・梱包物廃棄、旧機器を指定場所へ撤去を行うこと ・無線LAN機能は無効設定にすること <p>[サーバ側] パソコンにウイルスソフトをインストールする前にウイルスバスターコーポレートエディションの最新版にアップグレードすること</p>	
その他要件	グリーン購入法適合	
納品物	<ul style="list-style-type: none"> ・機器一式 ・当該機器使用者が保守の連絡を取る際の手順書 ・当該機器の設定書 ・汎用で利用できるPC設定マニュアル <p>※設定マニュアルは、紙及び電子媒体で納品すること。</p>	

入札心得

平成24年10月18日
独立行政法人農林漁業信用基金

入札参加者は、次の事項を承知のうえ入札に参加してください。

1. 入札について

(1) 日時

平成24年11月 9日(金) 13時30分

(2) 入札参加者は、あらかじめお渡ししてある入札書及び競争入札参加資格認定通知書を持参のうえ、コープビル5階 独立行政法人農林漁業信用基金 第二会議室までお越しください。

なお、信用基金の都合により、入札の執行を延期若しくは取りやめることがあります。

2. 留意事項

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。

(2) 入札にあたって使用する入札書は、信用基金所定の別添「ひな形」によります。

(3) 入札書に記入の金額は、算用数字とします。

(4) 入札金額には消費税は含みません。

(5) 入札書は封筒に入れ、封緘のうえ入札者の住所及び氏名を表記し、入札件名、開札日時を記載のうえ提出してください。

(6) 入札を代理人によって行おうとする場合は、入札前に代理人資格を明示した委任状を提出してください。

(7) 応札者は入札後この入札心得について不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3. 落札者の決定

(1) 当基金が予定した価格を超えないもののうち最低価格の入札者を落札者とします。

(2) この場合、同一価格のものが2社以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(3) 開札の結果、当基金が予定した価格に達したものがない場合には、引き続き再入札を行います。

入 札 書

総 額

円也

パソコンの購入

(内訳)

① 仕様書 1	共通部門ー 5 階パソコン	円
② 仕様書 2	農業部門パソコン	円
③ 仕様書 3	林業部門パソコン	円
	合 計	円

仕様書、入札心得等を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

会社名

氏 名

印

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

契 約 書 (案)

独立行政法人農林漁業信用基金〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇代表取締役〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「パソコンの購入に関する売買契約」を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別紙の仕様書に基づき、ノート型パソコン18台の納入（以下「業務」という。）を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（納入場所）

第3条 納入場所は次のとおりとする。

東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル5階及び11階
独立行政法人農林漁業信用基金

（納入期限）

第4条 納入期限は、契約締結後1ヶ月以内とする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、消費税額を含めた総額〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第6条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（監督）

第7条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（検査）

第8条 乙は、業務を終了したときは、速やかに甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から納入物品の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品を納入し、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払い)

第9条 乙は、業務を完了したときは、第5条に規定する契約金額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第11条 乙が、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限までに物品を納入することができない場合においては、遅延日数に応じ、契約代金額に対して年5.0パーセントの割合で計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。

(業務完了後における説明等)

第12条 乙は、業務完了後において、第8条第1項の規定により提出した納入物品に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(瑕疵担保責任)

第13条 甲は、第8条に規定する検査に合格した日から起算して1年以内に納入物品について瑕疵を発見し、又は、その瑕疵によって損害を受けた場合は、乙に対し代品の提供又は瑕疵の補修とともにこれにかかる金銭による損害を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(危険負担)

第15条 納入物品の納入前において、当事者双方の責めに帰することができない事由により生じた損害は乙の負担とする。

2 前項の規定により乙が天災その他不可抗力により生じた損害を負担する場合において、その損害が重大であり、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認められる場合に限り、その損害の一部を甲の負担とすることができる。

(事情変更)

第16条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協

議して書面により定めるものとする。

(甲の契約解除)

第17条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認められた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限若しくは納入期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき
- (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
- (4) 乙又はその代表者等が反社会的勢力に該当することが認められるとき。
- (5) 乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、甲は既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

第18条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により納入物品を完納することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第19条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。
- (2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

2 乙は、この契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

(契約解除による違約金)

第20条 第17条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第21条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公

正取引委員会が契約の相手方に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (4) 公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。
 - (5) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 前項の規定は単価契約への適用については、同項中「契約金額の100分の10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の100分の10」と読み替えて適用する。

（超過損害額の請求）

第22条 甲は、第20条又は第21条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することができる。

（遅延利息）

第24条 乙が第20条又は第21条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は甲に対し、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（再委託の制限及び承認手続）

- 第25条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名、再委託の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。
 - 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）についてその内容を変更する必要があるときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
 - 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届けなければならない。
 - 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届けなければならない。
 - 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
 - 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

(紛争の解決)

第27条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

第29条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 東京都千代田区内神田1丁目1番12号
独立行政法人農林漁業信用基金
○○○○○○

乙 ○○○○○○○○○○
株式会社○○○
代表取締役○○○